

徳島県情報公開審査会答申第42号

第1 審査会の結論

実施機関が、「社会福祉法人〇〇、社会福祉法人□□が運営する施設に対し、平成13年度に実施した指導監査についての関係資料」に係る部分公開決定において非公開としたもののうち、次の部分については公開をするべきである。

- ① 老人福祉施設、社会福祉施設等の指導監査事前提出資料
 - イ 「施設の概況」のうち「施設長の氏名」
 - ロ 「職員の給与等の状況」のうち「全職員の職名」及び「施設長の氏名」
- ② 介護老人保健施設等実地指導結果復命書
 - イ 「職員の状況」のうち「全職員の職名」及び「施設長の氏名」
- ③ 介護老人福祉施設の実地指導結果に関する報告書及び復命書、書面指導結果報告書
 - イ 「施設の概況」、「通所介護の概況」及び「訪問介護の概況」のうち「施設長の氏名」
 - ロ 「職員の状況」のうち「全職員の職名」及び「施設長の氏名」

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成14年4月24日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「社会福祉法人◎◎、社会福祉法人※※、社会福祉法人〇〇、社会福祉法人□□が運営する全ての施設に係る平成13年度の指導監査に関する事前提出資料、復命書、結果通知」についての公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成14年6月24日、実施機関は、本件請求に係るものとして、

- (1) 社会福祉法人〇〇に関するもの
 - ① 「軽費老人ホームa、ケアハウスb、ケアハウスc、ケアハウスd、ケアハウスe、ケアハウスf、ケアハウスg、ケアハウスh」以上8施設に係る、平成13年度老人福祉施設指導監査事前提出資料
 - ② 「養護老人ホームi」に係る、平成13年度社会福祉施設等指導監査事前提出資料
 - ③ 「介護老人保健施設j、介護老人保健施設k、介護老人保健施設1」以上3施設に係る、平成13年度介護老人保健施設実地指導結果復命書
 - ④ 「特別養護老人ホームm、特別養護老人ホームn」以上2施設に係る、平成13年度介護老人福祉施設実地指導結果報告書
 - ⑤ 「特別養護老人ホームo、特別養護老人ホームp」以上2施設に係る、平成13

年度介護老人福祉施設書面指導結果報告書

⑥ 「特別養護老人ホーム q、特別養護老人ホーム r、特別養護老人ホーム s」以上 3施設に係る、平成13年度介護老人福祉施設実地指導結果復命書

(2) 社会福祉法人□□に関するもの

① 「ケアハウス t」に係る、平成13年度老人福祉施設指導監査事前提出資料

② 「介護老人保健施設 u」に係る、平成13年度介護老人保健施設実地指導結果復命書

③ 「特別養護老人ホーム v」に係る、平成13年度介護老人福祉施設実地指導結果復命書

④ 「特別養護老人ホーム w、特別養護老人ホーム x」に係る、平成13年度介護老人福祉施設書面指導結果報告書

以上の公文書（以下「本件公文書」という。）であると特定した。

そして、内容について検討した結果、「施設の概況」、「通所介護の概況」及び「訪問介護の概況」のうち施設長の氏名、職員の状況の全ての部分、勤務表のうち全職員の氏名、会計責任者等の施設における各担当者の職氏名等に関して、条例第8条第1号の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当すると判断し、当該部分等を非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成14年8月23日、異議申立人は、本件処分を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 諮問

平成14年9月4日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書のうち、「指導監査に立会した法人出席者の職氏名」、「施設長の氏名及び前職」及び「全職員の職氏名」について、本件処分の取消しを行い、公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

(1) 社会福祉施設については、国により施設における人員配置基準が定められているが、

本件請求に係る施設については、基準どおりに各施設の人員が配置されているか等について疑問があり、それを確認するために、施設長や職員の職氏名についての公開を求めるものである。

- (2) 社会福祉施設は、設立や運営において多額の公金が投入されており、極めて公共性の高い施設である。住民基本台帳でも住所、氏名、年齢については、公開されている。このような時代に、個人の資格等については公開されないとしても、公共性の高い施設で働く者の職氏名、具体的には、職員名簿や勤務表の職氏名及び施設長の前職は、少なくとも公開されるべきものとする。
- (3) 指導監査に立会した「法人出席者の職氏名」については、指導監査にどのような者が立会し、適正に監査が行われているかを確認するために、公開が必要だと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については、次のとおりである。

1 本件事案に係る施設の指導監査について

本件事案に係る施設の指導監査については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条等並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第90条及び第100条の規定に基づき、施設における実施監査を2年に1回行い、また、実地監査を行わない年度においては、施設から関係書類の提出を求め、書面による監査を実施している。

指導監査の体制としては、社会福祉法第2条第2項第3号に定める施設については、施設運営全般に関する指導監査を保健福祉部保健福祉政策課が行い、また、施設の入所者の処遇に関する指導監査は、保健福祉部長寿こども政策局長寿社会課で行っており、施設ごとに合同で実施している。

また、介護保険法に基づく施設については、施設運営及び入所者の処遇に関する指導監査について、保健福祉部長寿こども政策局長寿社会課で実施している。

2 本件公文書について

本件公文書のうち事前提出資料については、実地指導監査を行うに当たり、施設の運営全般に関する状況等を事前に把握するために必要な資料として、各施設から提出されたものである。

また、指導監査の結果に関する復命書及び報告書については、担当職員が監査を実施した結果を記録したものである。

3 条例第8条第1号の該当性について

本件公文書のうち「施設長の氏名」及び「職員の氏名」については、条例第8条第1号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの」に該当すると判断し、当該部分を非公開とする部分公開決定を行ったものである。

なお、「施設長の氏名」については、法人登記簿に記載される者ではなく、実態としても施設の入口などの掲示板に氏名を掲示していない。また、「職員の氏名」については、職員名簿等を広く一般に配布しているというものではない。

以上のとおり、施設長や職員の氏名については、法令等又は慣行により公にされている情報に該当しないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

条例は、県民の知る権利を尊重し、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的に制定されたものである。よって、条例の解釈、運用については、原則公開の立場に立ち、例外として非公開としなければならない事項の該当性について、事案の内容に即し、個別、具体的に判断すべきものとする。

2 本件公文書について

本件公文書は、社会福祉法第70条等並びに介護保険法第90条及び第100条に基づき、社会福祉施設等の指導監査を行うための関係書類であり、実施機関の職員が事前に施設の状況を把握するために、各施設から提出を受けた施設運営全般に関する資料（事前提出資料）及び監査結果の記録を上司に報告をした結果復命書、結果報告書である。

これらの書類は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであって、組織的に用いるものとして保有している公文書である。

3 本件事案の審査対象となる部分について

異議申立人の主張では、「施設長の職氏名及び前職」、「指導監査に立会した法人出席者の職氏名」及び「職員の職氏名」についての公開を求めているものであるが、本件公文書及び実施機関の部分公開決定の内容を確認した結果、本件事案の審査対象となる部分については、次に掲げる部分であると判断される。

- (1) 「施設の概況」、「通所介護の概況」及び「訪問介護の概況」に記載されている「施設長の氏名」の部分
- (2) 「職員の状況」に記載されている全職員の「職名」及び「氏名」の部分
- (3) 「勤務表」に記載されている全職員の「氏名」の部分

なお、「指導監査に立会した法人出席者の職氏名」及び「施設長の前職」に該当するものは、本件公文書に記載されていないことを確認した。

4 条例第8条第1号の該当性について

- (1) 条例第8条第1号について

本号は、プライバシーの概念及びその範囲について、法的にも社会通念上も確立したのではないことから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人が識別される情報については、原則として非公開とする方式（個人識別型）として定めたものである。ただし、個人が識別される情報であっても、非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められるもの」及び「ハ 公務員の職務遂行に関するもの」について、ただし書の中に列記したものである。また、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、法人情報としての該当性を判断するものとして定めたものである。

(2) 施設長の氏名について

「施設の概況」、「通所介護の概況」、「訪問介護の概況」、「職員の状況」及び「勤務表」に記載されている施設長の氏名については、個人が識別される情報であり、本号本文に該当するものである。

次に、本号ただし書の該当性について検討をすることとする。

社会福祉法第66条では「社会福祉施設には、専任の管理者を置かなければならない。」とされており、また、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）では「通所介護、訪問介護等を行う事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。」とされている。

また、管理者の資格要件としては、厚生省通達により、社会福祉主事等の資格を有する者としなければならないことになっている。

本件事案に係る施設長とは、これら法令等の規定に基づき、社会福祉法人が選任した施設運営の管理責任者のことである。

実施機関は、施設長の氏名は法人登記簿に記載される者ではなく、職員名簿なども広く配布されていない状況から慣行として公にしているものではないと主張している。

一般に、施設長は施設運営全般における管理責任者として、施設職員の労務管理、外部との交渉、契約事務等を行うものと考えられ、その際において責任者の氏名が法人内部のみならず、外部の関係者に知らされることが通常であると考えられる。

また、社会福祉法第24条では「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保に努めなければならない。」となっており、社会福祉施設の持つ公共性にかんがみ、施設運営に関して透明性の確保に努めなければならないこととなっている。

さらに、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）」においては、「苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とする。」と

定められており、福祉サービスの利用者等からの苦情の申出があった場合には、誰が責任者であるか明確にするとともに、その責任者を施設長等にすることが定められている。

このような、法令等の趣旨や社会通念に照らして総合的に判断すると、当審査会としては、施設長の氏名が慣行として公にされていない情報であるとしても、本号ただし書イのうち「公開が予定されている情報」に該当するものであると判断する。

ただし、「勤務表」の施設長の氏名については、実施機関の決定で、氏名を非公開とし、勤務内容のみが公開されており、氏名を公開すれば施設長の勤務状況が全て公開されることになるものである。一般に、個人の勤務状況は、当該法人の内部管理のみに使用されるもので、特別な事情がない限り外部には提供しないのが通常であって、「公開が予定されている情報」には該当しないものである。

また、個人の勤務状況については、本号ただし書ロ及びハの規定に該当しないことは明らかである。

よって、「施設の概況」、「通所介護の概況」、「訪問介護の概況」及び「職員の状況」の施設長の氏名は公開すべきであるが、「勤務表」の施設長の氏名は、非公開とすることが妥当である。

なお、「施設長の前職」については、本件公文書に記載されていないものであるが、仮に、この情報が記載されていたとしても、個人の職歴は本号の規定により非公開とするべきものである。

(3) 職員の氏名について

「職員の状況」及び「勤務表」に記載されている施設長以外の職員の氏名については、個人が識別されるものであり、本号本文に該当することは明らかである。

次に、本号ただし書の該当性について検討をすることとする。

異議申立人は、「社会福祉施設は、設立や運営において多額の公金が投入されており、極めて公共性の高い施設である。住民基本台帳でも住所、氏名、年齢については、公開されている。このような時代に、個人の資格等については公開されないとしても、公共性の高い施設で働く者の職氏名、具体的には、職員名簿や勤務表の職氏名及び施設長の前職は、少なくとも公開されるべきものと考え。」と主張している。

住民基本台帳法（昭和42年法律第82号。以下「住基法」という。）第11条第1項において、「何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項に係る部分の写しの閲覧を請求することができる。」と規定されているが、個人の職業に関する情報は、住基法第7条に規定する住民票の記載事項ではなく、住基法の規定により何人にも閲覧が可能な情報ではない。

また、職員の氏名は法人登記簿の記載事項ではなく、職員名簿についても、実施機関の説明によると広く一般に配布されているようなものではないということである。

したがって、この情報は本号ただし書イには該当しないものである。

次に、本号ただし書ロに該当するか判断をすることとする。

この規定は、個人の権利利益の保護と、人の生命、健康等の保護の必要性を比較衡量し、後者が前者を上回る場合に適用されるものである。

確かに、異議申立人の主張するとおり、社会福祉法人に対しては、施設整備や運営に関し、公的補助等が行われていることは事実であり、社会福祉施設の運営については、極めて公共性の高いものであるということがいえる。

しかしながら、社会福祉施設の運営が公共性の高いものであるとしても、その一事をもって、施設の職員氏名を公にしなければならないというものではなく、また、公開することにより「人の生命、健康等の保護」に直接的に関連するような情報でもない。よって、職員の氏名については、この規定が適用されるものではない。

なお、本号ただし書ハでは「公務員の職務遂行に関するもの」が規定されているが、社会福祉施設等の職員は、この規定の対象とならないことは明らかである。

(4) 職員の職名について

実施機関の決定では、「職員の状況」に記載されている職名が非公開となっているが、個々の職員の氏名が非公開である場合においては、職名を公開することにより個人が識別されるものではなく、本号に該当しないものである。

また、厚生省令により社会福祉施設、介護保険施設等における人員配置基準が定められており、「職員の状況」の職名を公開することで、施設における職種ごとの職員数が把握できるものであり、施設運営が基準どおりに行われているかを確認することができるものである。

よって、氏名を非公開とした場合でも、施設職員の職名は有意な情報であるということがいえることから、これを公開することが妥当である。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、「社会福祉施設については、国により施設における人員配置基準が定められているが、本件請求に係る施設については、基準どおりに各施設の人員が配置されているか等について疑問がある。」と主張しているものであるが、当審査会としては、これらのことに関して実施機関や社会福祉法人に調査等を求めるような権限を有しておらず、その是非について判断をすることはできないものである。

6 結 論

当審査会は、前記のとおり、本件公文書を個別、具体的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成14年 9月 4日	諮 問
10月23日	実施機関からの理由説明書を受理
12月 2日	異議申立人からの意見書を受理
平成15年 3月27日 (第19回審査会)	審 議
4月23日 (第20回審査会)	異議申立人からの口頭意見陳述の聴取、審議
5月20日 (第21回審査会)	実施機関から口頭理由説明の聴取、審議
6月12日 (第22回審査会)	審 議
7月22日 (第23回審査会)	審 議

(審査会の要望)

少子高齢化社会を迎え、社会福祉施設の果たす役割は、更に重要なものになってくると考えられる。

よって、実施機関においては、今後とも適正な指導監査を実施するとともに、必要に応じて指導助言を行い、社会福祉施設の適正な運営とその透明性が確保されるよう、当審査会として要望するものである。

(参 考)

徳島県情報公開審査会委員名簿

(平成15年7月22日現在)

氏 名	職 業 等	備 考
岸 田 元 美	徳島大学名誉教授	
喜 田 芳 文	弁護士	
中 田 清 春	元徳島県教育委員会教育長	
松 尾 博	元徳島新聞社論説委員長	会 長
三 谷 淳 二	社会福祉法人博友会理事	会長職務代理者

(五十音順)